

令和8年5月22日

## 国道292号志賀草津道路の再開通と 草津白根山の立入等禁止措置について

草津町・草津白根山防災会議協議会

国道292号の殺生ゲートから洪峠ゲート（長野県境）間においては、冬季閉鎖後もこれまで噴火警戒レベルが「2」であったことから道路閉鎖が継続されておりましたが、令和8年5月15日の気象庁の発表により噴火警戒レベルが「1」に引き下げられ、その後、群馬県による再開通に向けての準備作業が整ったことから、令和8年5月29日より国道292号志賀草津道路が24時間、全線通行可能となりますのでお知らせいたします。

ただし、草津白根山については、気象庁の火山活動解説資料（R8.5.15）によると「湯釜火口から概ね500mの範囲では、ごく小規模な火山灰等の噴出の可能性があるため、地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。」等の防災上の警戒事項が示されています。

これらを踏まえ、草津町としては災害対策基本法第63条の規定により、草津白根山火口周辺の立入規制区域を設定しますので、当面の間は道路通行のみが可能となりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

なお、規制（火口から500m範囲）外の立ち入りにつきましては、避難施設などの安全確認、駐車場やトイレなどの対応、さらに、散策や周遊の範囲などについての検討を進めており、その整備や準備などに時間を要することにつきまして、皆さまのご理解をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

### 1、国道292号志賀草津道路の再開通日時

令和8年5月29日（金）午後1時より

噴火警戒レベルが1のため、通行規制はありません（全線通行可）

※今後、噴火警戒レベルが上がった場合には、草津白根山防災会議協議会の「草津白根山（白根山（湯釜付近）及び本白根山）の火山活動が活発化した場合の避難計画」に基づき規制を行います。

### 2、再開通区間

殺生ゲート（草津町）から万座三差路（嬭恋村）間

### 3、災害対策基本法に基づく草津町による立ち入り等の禁止措置について

災害対策基本法第63条の規定によって、草津町長が安全対策のために、草津白根山火口周辺（火口から半径500mの範囲）の立ち入りを規制します。このため、白根山湯釜については見学できません。

関連して、当面の間は、規制区域外からこの規制区域へ通じる登山道の通行についても安全のために控えていただくようお願いいたします。また、白根レストハウス及び山頂駐車場の使用についても開放に向けての準備に時間を要しますので、当面の間は利用できませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。